

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

「自然と調和するまち・諫早」水辺再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

諫早市

3. 地域再生計画の区域

諫早市の全域

4. 地域再生計画の目標

諫早市は長崎県央に位置し、平成17年3月1日に諫早市、多良見町、森山町、飯盛町、高来町及び小長井町の1市5町の合併により面積312km²、人口14万4千人の新諫早市が誕生した。

本市は、長崎半島、西彼杵半島、北松浦半島及び島原半島を結ぶ広域幹線道路である国道34号、57号、207号、251号及び九州横断自動車道（長崎大分線）の合流地点となっている。

鉄道網においても市内には諫早駅をはじめ19の駅があり、JR長崎本線やJR大村線、島原鉄道により四方を結ぶ県内の結節点となっており、県央の交通拠点として優れた立地条件を備えている。また、平成20年度には九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の建設が開始され、新幹線の開業による交流人口の拡大や企業誘致など、長崎県全体への大きな波及効果が期待されている。

市を取りまく環境は、西に大村湾、東に有明海（諫早湾）、南に橘湾という3つの海域に囲まれ、北部には多良山系の広大な裾野が広がり、そこを源流とする県内唯一の一級河川「本明川（全長22km）」は市街地を貫流し、下流域の諫早平野を経て有明海に注いでいる。

諫早平野は、今から約450年前より始まった干拓により創出された県内最大の穀倉地帯で、そのかんがい用水の一部は市中心部にある諫早公園横の本明川（山下湧頭首工）より取水され、全長8.5kmの用水路「小野用水」により市街地を巡り、水田地帯一面に張り巡らされた大・中・小規模のかんがい用水路へと続いている。「小野用水」は、平成18年2月に疎水百選として認定されたが、今から200年ほど前に地域住民によって竣工した歴史ある用水路で、農業用水確保としての機能とともに、その豊かな水は市街地の親水施設としても古くから市民に親しまれ、その役割を果たしてきた貴重な供給源となっている。

このように、本市は自然の恵み多い地域で、独自の歴史、風土、文化を刻みながら、今日の豊かな暮らしを実現してきた。

本市は、昭和44年に西諫早新住宅市街地開発事業に、昭和52年には中核工業団地造成に着手するなど、現在まで産業・住宅基盤の整備促進に取り組んできた。一方で生活排水対策事業については、西諫早新住宅市街地開発と併せて昭和45年度に最初の公共下水道へ着手となったが、その後の普及率低迷から生活雑排水が公共用水域へ放流され、農業生産環境及び生活環境へ与える影響が懸念されている。

本市は特性の異なる3つの閉鎖性海域に囲まれているが、3湾はともに水質汚濁防止法に基づき、窒素及び磷が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として、環境大臣が定める海域に指定されている。また、各流域の水質に関しては、環境基本法に基づき3海域、4河川に環境基準の水域類型指定がなされ、本明川及び大村湾には水質汚濁防止法に基づく県条例により一律排水基準より厳しい上乘せ排水基準が定められている。

特に本明川の下流域にある諫早湾においては、国営諫早湾干拓事業が昭和61年に着手となり、平成9年4月に7,050mの潮受堤防により湾奥部の3,542haが締切られ、942ha（内干拓農地約680ha）の干拓地と2,600haの調整池が創出された。

これに伴い、平成9年11月には水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に、諫早湾干拓調整池流域が指定された。そこで県は、調整池水質の動向把握や水質保全対策等の検証を継続的に行い、その恒久的な水質保全や水辺空間づくりに取り組むため、平成10年2月に「諫早湾干拓調整池水質保全計画」を策定し、現在では平成20年3月に策定の「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」へと引継がれている。その中で調整池における水質保全の目標値は、環境基準の水域類型である湖沼（類型B-V）のCOD 5mg/L、全窒素（T-N）1mg/L、全磷（T-P）0.1mg/Lと定められていたが、平成21年1月16日付で環境基本法に基づく指定がなされた。

また、有明海においては平成12年度のノリの不作や近年の底生生物の減少等の課題に対応し、国民的資産である有明海や八代海を豊かな海として再生することを目的として、平成14年11月に「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」（以下「有明海特措法」という。）が公布、施行された。さらに平成18年9月には水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に有明海流域が指定された。

有明海特措法では、有明海及び八代海の再生に関する基本方針を定めるとともに、当該海域の環境の保全や改善、水産資源の回復などによる漁業の振興に関して実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を促進するなどの特別

の措置を講じることとされており、県により策定された「有明海の再生に関する長崎県計画」では、諫早市において施策を推進するための事業として公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽設置整備事業等の各施設の整備促進を図るよう定められている。

国営諫早湾干拓事業は平成19年度をもって完了し、平成20年度から営農が開始された干拓農地は、そのかんがい用水を調整池より取水している。しかしながら、現状における調整池の水質は環境基準値を超過しており、水質保全に向けた取組みが緊急の課題となっている。

本市における生活排水対策事業への取組みは、昭和56年度に公共下水道事業の全体構想を策定し、処理区域を諫早湾処理区と大村湾処理区に分割して昭和57年度に事業へ着手し、平成6年10月の供用開始以来、現在まで整備面積の拡大に努めてきた。

また、市街地の周辺地域においても、平成3年度に農業集落排水事業、平成8年度に特定環境保全公共下水道事業へ着手するなど、各地域に応じた整備手法により汚水処理施設の整備促進を図ってきた。

現在までに農業集落排水施設を15地区で完了させ2地区が実施中であり、特定環境保全公共下水道でも3処理区を供用開始し、各処理区で整備促進を図っている。

集合処理施設の対象とならない区域についても、昭和61年度より制度化した浄化槽設置費補助事業により積極的に取り組んでおり、現在まで補助金の増額や高度処理型への補助を追加し、平成16年度には浄化槽市町村整備推進事業へ着手するなど普及に努めている。

しかしながら本市は1市5町の合併により、各地域において集中的に下水道事業が進められてきた結果、今後は一般会計に大きく依存することが避けられない事態となり、下水道財政は厳しい局面を迎えることとなった。

そこで、平成19年2月に下水道事業を将来にわたって持続的に展開していくため「諫早市下水道経営戦略プラン」及び「諫早市下水道事業中期経営計画」を策定し経営安定化のため、使用料の改定や公共下水道における各処理区の事業期間の延伸、さらに農業集落排水事業で整備が計画されていた6地区及び実施中の浄化槽市町村整備推進事業を見直し、早期効果が発揮できる浄化槽設置費補助制度による個人設置型浄化槽へと整備手法の転換を行った。

これに合わせ、平成19年度には現行の浄化槽設置費補助制度の全面的な見直しを行い、補助額の引き上げによる設置者負担の軽減や、補助対象を富栄養化の防止に効果を発揮できる高度処理型に限定するなど、新たな制度を平成20年度から施行している。

このように、本市においては、それぞれの地域の特性を生かした最適な処理方法を選択することにより、効率的かつ効果的な汚水処理施設の整備促進を図っている。

しかしながらこうした取り組みにもかかわらず、平成20年度末での本市の汚水処理人口普及率は71.3%と依然低い状況であり、市が目指す自然と調和するまちを実現するためには、更なる施設整備を行う必要がある。

そこで、汚水処理施設整備交付金を活用して農業集落排水事業及び浄化槽の整備を一体的に実施し、汚水処理人口普及率の向上と水質目標値の達成を図っていくものである。さらに住民との協働による生活排水対策の啓発活動等を通じて環境保全対策を推進していくものである。

以上のことにより、かんがい用水として利用する諫早湾干拓調整池の水質を改善し農業生産環境を向上させるとともに、身近な水辺環境となる親水空間を再生・創出することにより、住民にとってより豊かな自然環境と調和した暮らしが充実する「自然と調和するまち・諫早」の実現を目指すものである。

(目標1) 汚水処理施設の整備の促進 (汚水処理人口普及率を72.6% (平成21年度末見込) から82.0%に向上)

(目標2) 整備計画区域から流入する水域の水質改善 (諫早湾干拓調整池 COD 5 mg/L以下に引き下げる)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

諫早市の汚水処理施設整備事業は、市中心部の市街化区域を公共下水道で、その周辺部においては特定環境保全公共下水道や、農村・漁村集落部の農業・漁業集落排水施設により整備することとしており、農業集落排水施設 (小野島川内・宗方地区)については、平成17年度から平成22年度の6か年にかけて整備する計画となっており、その計画区域全域の整備を完了することでさらなる普及率の向上を図る。

また、浄化槽整備については、平成20年度からの制度見直しにより、設置希望者の増加が期待されることから、広報誌への掲載やパンフレットの配布等により市全域において設置を推進する。

特に集合処理から浄化槽となった区域については、面的整備促進区域と位置づけ重点的に整備促進を図る。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。
整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

農業集落排水事業

小野島川内・宗方地区 平成17年9月12日 事業実施採択

[事業主体]

- ・いずれも諫早市

[施設の種類]

- ・農業集落排水施設、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・農業集落排水施設 小野島川内・宗方地区
- ・浄化槽（個人設置型） 諫早市の全域のうち、公共下水道事業認可区域（整備が7年以上見込まれない区域を除く）及び農業・漁業集落排水事業採択区域を除く区域

[事業期間]

- ・農業集落排水施設 平成22年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成22年度～平成26年度

[整備量]

- ・農業集落排水施設 計画人口 600人
管 径 $\phi 150\text{mm}\sim 250\text{mm}$
管 渠 交付金対象事業 L=3,418m
単独事業 L= 457m
- ・浄化槽（個人設置型） 計画人口 4,658人
1,725基

[事業費]

| | | |
|-------------|-------------------|-------------------------|
| ・農業集落排水施設 | 事業費 | 262,600 千円 |
| | (うち、交付金 単独事業費) | 131,300 千円 29,500 千円 |
| ・浄化槽（個人設置型） | 事業費 | 822,126 千円 |
| | (うち、交付金) | 274,042 千円 |
| ・合計 | 事業費 | 1,084,726 千円 |
| | (うち、交付金) | 405,342 千円 |
| | 単独事業費 | 29,500 千円 |

5-3 その他の事業

諫早湾干拓調整池の恒久的な水質保全と自然豊かな水辺空間づくりを推進するため、長崎県により「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」（以下、「行動計画」という。）が平成20年3月に策定されており、関係機関等の緊密な連携と総合的・効果的な施策の推進を目的として国・県・関係市町で組織された「諫早湾干拓調整池水辺環境の保全・創造推進会議」において協議調整のうえ、「行動計画」に基づき展開する事業の総合調整・進行管理を行い、実効ある事業の推進に取り組む。

①生活排水対策重点地域活動促進事業

・生活排水啓発イベント「いさはやエコフェスタ」、リバーウォッチング及び廃用油を用いた石鹼づくり講習会等の実施

②面源負荷削減対策

・水田での環境に配慮した水管理や畑地における赤土流失防止など環境保全型農業の推進及び畑におけるほ場の勾配修正、沈砂施設等の設置など水質保全に資する農業生産基盤の整備の推進

③流入河川・水路の浄化対策

・水質浄化能力のある動植物を活用した、フロート式水耕栽培浄化施設の設置及び人工のヨシ原等の水生植物による水質浄化の実施

④水辺空間づくり対策

・調整池を中心とした水辺空間を活用し、カヌー・ボート等のスポーツ・レクリエーションの場や地域振興を踏まえた交流拠点づくり

6. 計画期間

平成22年度～平成26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

平成26年度の計画終了後に、4に示す数値目標に照らし諫早市都市整備部下水道建設課により状況を調査、評価する。評価結果を受け、関係機関が一体となって取り組むため住民、国、県、関係市及び関係団体等が主体となる施策や各事業等について「諫早湾干拓調整池水辺環境の保全・創造推進会議」において協議調整のうえ、総合的・計画的な推進に取り組む。

なお、目標達成状況については、市ホームページで公表する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし